

医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査 最終まとめ

平成30年12月14日
文部科学省高等教育局
大学振興課大学入試室

< 目 次 >

1	はじめに	1 頁
2	緊急調査の経緯と経過	2 頁
3	入学者選抜における公正性に関する考え方	5 頁
3-1	中間まとめで示した考え方	
3-2	A J M C 規範	
3-3	募集要項等の役割	
3-4	不適切な入学者選抜についての考え方	
4	入学者選抜において不適切な事案が判明した場合の対応	10 頁
4-1	文部科学省における対応方針	
4-2	各大学に求められる対応	
5	緊急調査の結果①（書面調査部分）	12 頁
6	緊急調査の結果②（訪問調査部分）	15 頁
6-1	不適切な事案	
6-2	不適切である可能性の高い事案	
6-3	疑惑を招きかねない事案	
6-4	入学者選抜の公正確保に資すると思われる好事例	
7	おわりに	22 頁
8	今後の課題	23 頁

1 はじめに

文部科学省の幹部職員が東京医科大学の元理事長等より、事業の採択を巡って有利な取り計らいを受けたい旨の請託を受け、その謝礼である而知りながら、自己の次男に対し同大学の入試において加点を受け、合格者の地位の付与を受けたことが受託収賄罪に当たるとして逮捕・起訴され、行政の公正性に疑念を抱かせる事態を生じさせたことは大変遺憾であり、改めてお詫び申し上げます。

これを契機に、東京医科大学の入学者選抜において「女性差別」、「年齢差別」とも言えるような不適切な取扱いが行われていたことが判明したことは、入学者選抜の公正性に疑念を抱かせ、大学教育に対する信頼を損なう事態であり大変遺憾です。

文部科学省では、この深刻な事態に接し、医学部医学科を置く全ての大学を対象として、訪問調査を含む緊急調査に踏み切りました。各大学の自主性や裁量の下で行われている入学者選抜について、これまで文部科学省が各大学を訪問して調査を行うことはしてきませんでした。行政及び大学教育に対する信頼を回復するためには不可欠なものであり、これにより受験生が安心して受験に臨める環境を確保することが文部科学省の責務であると考えました。

その結果として、東京医科大学以外の複数の大学で不適切な事案が確認されたことは大変遺憾ですが、医学部医学科のみならず全ての大学の全ての学部学科において、このことを契機として、過去からの経緯の中で形成されてきた入学者選抜の方法や運用について、公正性という観点から確認を行い、受験生や社会に対して適切なものであると説明できるように変えていく必要があると考えます。

文部科学省としても、緊急調査の実施に当たり、調査資料の公表や進捗状況の報告に努めるほか、各大学に対して同様の手順・基準で調査を行う等、説明責任と公正性に意を用いて取り組んできました。また、この最終まとめの公表に当たっては、緊急調査の経緯と経過のほか、文部科学省としての考え方や調査で把握した事案等について、なるべく丁寧に記載するよう努めました。

本年8月以来、この緊急調査に全力を挙げて取り組んできましたが、訪問調査やその後の事実関係の確認等に時間を要し、最終まとめの公表がこの時期となってしまったことで、今年度に受験を控える受験生の皆さんに長い間不安を与えることになってしまい、大変申し訳ないと思っています。

受験生の皆さんにおかれては、これまで通り日々の学習に励んでいただくとともに、試験当日に日頃の努力の成果を存分に発揮できることをお祈り申し上げます。

2 緊急調査の経緯と経過

大学入学者選抜については、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うもの¹とされており、これまでも通知²等において、入学者選抜の公正な実施について各大学に留意を促してきたところではありますが、本年7月に発覚した、文部科学省の幹部職員が大学の入学者選抜に関わって大学から便宜を受けていたとされる事件を契機に、東京医科大学の入学者選抜における不適切な事案が明らかになりました。

8月7日に公表された同大学の調査報告書³においては、一次試験での特定の受験者に対する特別な加点や、二次試験の小論文での性別や現役・浪人の別といった属性による得点調整が行われていたこと等が指摘されました。

この事態を受けて、文部科学省では、8月10日に、医学部医学科を置く全ての大学を対象に、「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査」（以下単に「緊急調査」という。）⁴として書面調査を発出しました。

¹ 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

（入学者選抜）

第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

² 平成31年度大学入学者選抜実施要項（平成30年6月4日付け30文科高第186号文部科学省高等教育局長通知）（抄）

第1 基本方針

各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。

第13 その他注意事項

4 入学者選抜の公正確保

入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、試験問題の作成や点検等に当たり、問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

³ 学校法人東京医科大学内部調査委員会「調査報告書」（平成30年8月6日）より。

⁴ 文部科学省「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査（調査依頼）」（平成30年8月10日）

（http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/10/1409128_001_1_1.pdf）

当該書面調査に対する各大学からの回答内容のうち、各大学における合格者等の入学者選抜の実施状況については、結果速報⁵として取りまとめ、9月4日に公表しました。その際、特定の受験者に対する特別な加点、性別による取扱いの差異、年齢による取扱いの差異等があったとの回答は無かった⁶ことも明らかにしました。

この結果速報においては、例年多くの大学で男性の合格率が女性の合格率を上回っている状況⁷や直近6年間の医学部全体の合格率でも男性優位となっている状況⁸などが見られました。この結果速報をもって、各大学の入学者選抜において何らかの操作を行っているとは出来ませんでした。各大学の書面調査への回答内容について確認を要すると考えられる部分もあったことから、合格率の男女格差の状況や、そのことについての各大学の説明等を総合的に勘案して、一部の大学に対して訪問調査を実施することにしました。

訪問調査では、大学入試室の職員の他、大学入試に関する業務の経験のある高等教育局の職員がチームを形成して、各大学を実際に訪問し、事前に準備いただいた入学者選抜に関する資料を閲覧しつつ、各大学の入試担当の教職員から入学者選抜の実施状況等を聴取する形で実施しました。

このように訪問調査を実施する中で、複数の大学の入学者選抜において、不適切である可能性が高い事案が判明したことから、10月12日には、医学部医学科を置く全ての大学に対して訪問調査を実施する方針に切り替えることを表明しました。

併せて、緊急調査の最終まとめの時期を当初予定していた10月中から12月中へと変更とする一方、公正な入試の実施に向けて、中間まとめと各大学に対する注意喚起を行うことを表明しました。

⁵ 文部科学省「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査の結果速報」(平成30年9月4日)

(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/10/1409128_002_1.pdf)

⁶ 東京医科大学については、「調査中であり速やかに事実関係を報告予定」旨の回答。

⁷ 各年度の合格率(合格者数/受験者数)で男性優位となっている大学数及び割合

平成30年度: 81大学中57大学(70.37%) 平成29年度: 81大学中46大学(56.79%)

平成28年度: 80大学中57大学(71.25%) 平成27年度: 79大学中51大学(64.56%)

平成26年度: 79大学中54大学(68.35%) 平成25年度: 79大学中55大学(69.62%)

⁸ 直近6年間の医学部全体の男女の合格率の比較(男性合格率/女性合格率)

全体平均 1.18倍

10月23日には、「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査の中間まとめ」（以下単に「中間まとめ」という。）⁹を公表するとともに、「平成31年度大学入学者選抜の公正な実施に向けて」を大学や受験生に向けた文部科学大臣のメッセージ¹⁰として発出しました。

その後、全ての大学に対する訪問調査や、その際に生じた疑問点等についての事実関係の確認に取り組み、本最終とりまとめの公表に至りました。

⁹ 文部科学省「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査の中間まとめについて」（平成30年10月23日）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/10/23/1409128_003_1.pdf

¹⁰ 文部科学省「平成31年度大学入学者選抜の公正な実施に向けて（文部科学大臣メッセージ）」（平成30年10月23日）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/10/23/1409128_004_1.pdf

3 入学者選抜における公正性に関する考え方

先述のとおり、大学入学者選抜については、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとされており、入学者選抜の公正な実施について各大学に留意を促してきたところではありますが、「入学者選抜における公正性」について明文化された基準はありませんでした。

3-1 中間まとめで示した考え方

このような状況を踏まえて、中間まとめの「5. 募集要項等の役割と入学者選抜の公正性」においては、以下のように記載しました。

- 大学入学者選抜実施要項においては、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定するものとされており、個別具体的な入学者選抜の方法については、この原則に反しない範囲で、各大学の入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づく各大学の判断に委ねられています。
- また、同要項においては、各大学は、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法など入学志願者が出願等に必要な事項を決定し、それらを明記した募集要項を一定の時期までに公表するものとされており、募集要項は、入学志願者にとっては出願に影響を及ぼす重要な判断材料としての役割を持っています。
- このような考え方を踏まえつつ、東京医科大学の入学者選抜における事案やこれまでの調査の中で把握した事案について検討した結果、文部科学省としては、少なくとも以下のような事案については、不適切と判断すべきであると考えています。
 - ① 募集要項等で予め説明していた試験方法や合否判定基準に反して又は予め説明していないにもかかわらず、特定の受験者を合理的な理由なく合格又は不合格とすること
 - ② 募集要項等で予め説明していた試験方法や合否判定基準に反して又は予め説明していないにもかかわらず、合理的な理由なく性別、年齢、現役・浪人の別等の属性に応じた一律の得点調整や取扱いの差異の設定などを行うこと

これは、「募集要項等で予め説明すれば、差別的な取扱いも許容される」という趣旨のものではありません。性別、年齢等の属性による取扱いの差異を設けるならば、「募集要項等で予め説明するだけでなく、大学がその合理的な理由を説明できることが必要である」という趣旨です。そして、性別、年齢等の属性に

より一律に差異を設けるような取扱いは、社会通念上、認められるものではないと認識しています。

3-2 AJMC規範

入学者選抜における公正性に関する考え方については、一般社団法人全国医学部長病院長会議（以下「AJMC」という。）においても、10月13日に、「大学医学部入学試験制度検討小委員会」を新設¹¹し、11月16日に、「大学医学部入学試験制度に関する規範」（以下「AJMC規範」という。）¹²が公表されました。

文部科学省としては、医学部入試の実態をよく把握されている関係者が、今般の事態を正面から受け止めて、自発的に入試の公正を図るために議論されたことは重要な意味を持つものと考えています。

この中では、AJMC規範を遵守しなかったと判定された大学医学部は、AJMCからの除名を含む処分の対象とすることに言及し、「大学医学部入学試験制度とアドミッションポリシー」、「大学医学部入学試験制度の歴史的概略」について整理した上で、大学医学部入学試験における公正性について整理されています。

（略）大学医学部の入学試験制度の適不適の判定は、以下の2つの尺度で行えば問題点が整理できると考えます。

- ① 国民から見て公平であること（以下①公平性）。
- ② 国民にとって良い医療人、医学者になりうる人材を確保すること（以下②医療人確保）。

この2つの尺度から外れる制度は、国民の理解が得られるものではないと考えます。加えるに、各大学の建学の精神に則る入学試験制度が考えられますが、国民に説明し、納得される制度でない限り、上記①、②の尺度より上位の尺度にはなりえないと考えます。

¹¹ 一般社団法人全国医学部長病院長会議 大学医学部入学試験制度検討小委員会「公平・公正な医学部入試の在り方の検討について」（平成30年10月16日）

https://www.ajmc.jp/pdf/181016_a2.pdf

¹² 一般社団法人全国医学部長病院長会議 大学医学部入学試験制度検討小委員会「大学医学部入学試験制度に関する規範」（平成30年11月16日）

https://www.ajmc.jp/pdf/20181116_01.pdf

(略)まず、法令に違反した事例は明確に不正と定義できます。贈収賄が絡むような事例や、特定の人物が「枠」を使って金銭等のなにがしかの権益を得るような事例は明らかに不正といえます。また、金銭等のなにがしかの権益を得なくとも、また、いかに学内の承認があろうとも、学長や入試委員長等の特定の個人だけの判断で合否判定をすることや、合理的理由なく順番を飛ばして合否判定することは、①「公平性」、②「医療人確保」の観点から国民に説明が困難と考えられますので不正といえます(東京医科大学事例)。いわゆる「枠」での入学、編入学に関わる制度は、この範囲でも検証されるべきだと考えます。

「大学医学部入学試験制度の規範」

- (1) 医学部入学試験においては、女性という属性を理由として合格基準に一律的に差異を設ける試験制度を施行してはなりません。試験制度としては不適切です。
- (2) 一般入学試験においては、入学者選抜に際して浪人年数(年齢)という属性を理由に一律的に判定基準に差異を設ける試験制度を施行してはなりません。試験制度としては不適切です。
- (3) 内部進学枠、同窓生子弟枠等などの選抜にあたっては、人数や選抜法などの選抜方法を入試要項に明記し、その内容が①「公平性」、②「医療人確保」に則り、内部進学枠や同窓生子弟枠等を行うに当たってのアドミッションポリシーが国民の容認が得られ、さらに、個人が金銭を含むなにがしかの利益を得ない制度を担保し、公正に行われることが必須です。さらに、特定の個人だけの判断で合否判定をすることは、いかに学内の承認があろうとも①「公平性」、②「医療人確保」の観点から国民に説明が困難ですので、不正あるいは不適切にあたります。
- (4) その他の枠：推薦入試枠、学士編入枠、帰国子女枠等を採用するには、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか等を具体的に示すことが求められている点を考慮し、入学試験要項に、試験内容を明確に記載することが必要です。さらに、特定の個人だけの判断で合否判定をすることは、いかに学内の承認があろうとも①「公平性」、②「医療人確保」の観点から国民に説明が困難ですので、不正あるいは不適切にあたります。
- (5) 地域枠については、学生の確実な確保のため一般枠とは別に公募しますが、その枠内での合否判定法は一般枠と同じ制度で運営されなければなりません。地域枠といえども性差で一律的に合否判定に差異をつけることは不適切となります。しかし、その他の要件に関しては、社会に説明できる範囲内で、入学試験要項に明確に記載すれば施行できます。

文部科学省としては、医学部入試の実態をよく把握されている関係者の自発的な議論により、速やかにこのようなAJMC規範が取りまとめられたことを受けて、医学部入試における公正性については、AJMC規範を一つの参考にしたいと考えています。

3-3 募集要項等の役割

入学者選抜の在り方は多種多様であり、またその在り方も刻々と変化しているため、適切か不適切かの基準を具体的かつ網羅的に示すことは困難です。

ただし、「大学入学者選抜実施要項」において、各大学は、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法など入学志願者が出願等に必要な事項を決定し、それらを明記した募集要項を一定の時期までに公表するものとされており、以下のことが重要であることは言うまでもありません。

- **募集要項は、入学志願者にとっては出願に影響を及ぼす重要な判断材料としての役割を持っていることから、募集要項において入学者選抜の方法や合否判定基準等について可能な限り明らかにすること**

3-4 不適切な入学者選抜についての考え方

さらに、文部科学省が中間まとめで示した考え方を基に、緊急調査の中で把握した事案やAJMC規範を参考にすれば、少なくとも以下のような事案については、募集要項等で予め説明されているかどうかを問わず、不適切であると判断すべきであると考えています。なお、これらの考え方は、一般入試に限定されるものではなく、推薦入試、AO入試、学士編入学入試等においても、基本的に適用されるものと考えています。

- ① **合否判定に際して、合理的な理由なく、特定の受験者を合格又は不合格とすること（合理的な理由なく、成績の順番を飛ばして合格又は不合格とすることも含む。）**

※ 上記には、補欠者への連絡に際して、合理的な理由なく、特定の受験者に連絡する又は連絡しないこと（合理的な理由なく、成績の順番を飛ばして連絡する又は連絡しないことも含む。）が含まれる。②において同じ。

※ 合理的な理由については、入学者選抜を実施する大学自らが、受験生や社会に対して説明できるものであることが求められる。②において同じ。

② 合否判定に際して、合理的な理由なく、性別、年齢、現役・浪人の別、出身地域、居住地域等という属性を理由として一律的に取扱いの差異を設けること

※ 特に、性別については、建学の精神や設立の経緯から、女性のみを募集している例等を除き、一律に取扱いの差異を設けることはできないものと考えられる。

※ その他の年齢、現役・浪人の別、出身地域、居住地域等については、推薦入試・AO入試や「地域特別枠」等として別枠で行う入試においては、募集要項等に明記し、合理的な理由の説明があれば、取扱いの差異を設けることは可能だと考えられる。

この最終まとめでは、以上の考え方に従って、各大学の事案を調査した結果を記載しました。

なお、この考え方は、医学部入試での不適切事案に際して、医学部関係者の集まりであるAJMC規範も参考にして記載したのですが、他の学部学科の入試においても、概ね当てはまるものと考えています。

今後、「8 今後の課題」において後述する、検討の場における議論を経て、大学入学者選抜における共通ルールの示すことにしていますが、当面は、この考え方を踏まえて、全ての大学の全ての学部学科において、不適切な入試が行われないよう再点検を行い、適正な入試を実施することが必要です。

4 入学者選抜において不適切な事案が判明した場合の対応

入学者選抜において不適切な事案が判明した場合に、まずもって対応すべきことは、不利益を被った受験者の救済と受験生が安心して受験に臨めるようにすることです。不適切な事案が判明すること自体は大変遺憾なことであり、大学の社会的信頼を損なう事態ですが、大学としての自浄能力を発揮して、受験生の立場に立った対応を早急かつ丁寧にとることが、公的教育機関としての大学の責任であり、社会的信頼を回復する唯一の方法だと考えています。

また、不利益を被った受験者の救済、再発防止策の検討や入試方法の改善、不適切な事案の原因や背景の分析等に適切に対応するためには、大学自らが不適切であることを認め、我が事として正面から取り組む必要があります。

なお、9月14日に公表された、日本学術会議幹事会の声明¹³においても、大学自らが説明責任を果たすことを求めています。

4-1 文部科学省における対応方針

このような考え方から、文部科学省においては、緊急調査の途中段階では、不適切な事案の具体的内容や該当する大学名を一方向的に指摘・公表するのではなく、大学として自主的に公表するとともに速やかな対応をとるよう指導してまいりました。

一方で、受験生の利益を守ることが第一との立場に立てば、平成31年度の入学者選抜に向けた出願に当たって、不適切な事案の有無等を踏まえて判断したいという受験生の期待に応えることも重要であると考えています。

4-2 各大学に求められる対応

不適切な事案が判明した場合の各大学における対応は、一義的には、各大学において判断されるべきものですが、初動対応として、まずは不適切な事案があったことを自発的に公表し、受験生や社会に対して、大学としての説明責任を果たすことが必要だと考えられます。

それと同時に、当該事案の事実関係の調査、不利益を被った受験者への対応や入試方法の改善等といった是正措置の提示、当該事案の原因分析や再発防止策の

¹³ 日本学術会議「医学部医学系入学試験と教育における公正性の確保を求める日本学術会議幹事会声明―男女共同参画推進の視点から―」（平成30年9月14日）

(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-kanji-1.pdf>)

検討等を、中立公正な立場で行うための委員会等を設置し、速やかな調査報告を依頼することが考えられます。

この際、例えば、日弁連ガイドライン¹⁴に準拠する第三者委員会を設置することや、大学内に内部調査委員会を設置することなど、不適切な事案の内容や大学の体制等に応じて、各大学が適切に判断することが必要です。

第三者委員会等の調査報告がなされた後には、不正や不適切な取扱いを排除した本来の合否判定を実施し、不利益を被った受験者を特定した上で、それらの受験者への対応方針（例えば、追加合格・編入学等の救済措置や金銭的な補償措置等）を決定することになります。

同時に、次期入試における募集人数や入試方法の変更の有無を受験生に周知することが必要となります。ここまでの対応は、受験生の利益・不利益に直結するものであり、入学者選抜のスケジュールを意識しつつ、可及的速やかに実行することが求められます。

その後には、当該事案の原因分析や再発防止策の検討等を踏まえて、責任の所在の特定やガバナンス体制の点検等が必要となります。

具体的な対応方針については、第三者委員会等の調査報告等を踏まえて、各大学において決定されるべきものですが、文部科学省としては、不利益を被った受験生やこれから受験する受験生の立場に立って丁寧な対応がとられることが重要と考えており、必要に応じて指導等を行うことにしています。

¹⁴ 日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（平成 22 年 7 月 15 日、平成 22 年 12 月 17 日改訂）

(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/100715_2.pdf)

5 緊急調査の結果①（書面調査部分）

先述のとおり、文部科学省では、8月10日に緊急調査を開始し、まずは書面調査を発出しました。このうち、各年度別の募集人員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数（男女別・年齢別）の集計については、9月4日の結果速報で公表したとおりです。

その後、書面調査への回答内容を参考としつつ訪問調査等の追加調査を行いました。書面調査への記載に当たっての場合分けや質問の趣旨についての説明に不十分な点があったこともあり、書面調査への回答内容を一部修正する必要がある場合も見受けられました。以下に記載する調査結果は、各大学とのやり取りを踏まえて修正された回答を集計したものです。

○入学者選抜に関する学内規則・マニュアル等の整備状況について

回答内容	大学数	備考
整備している	78	
一部整備している	2	一部とした理由としては、学内規則により大枠は決められているが、業務内容が完全にマニュアル化されている訳ではない等。
整備していない	1	

○採点や合否判定の基準の明確化状況について

回答内容	大学数	備考
明確に定めている	73	
一部定めている	6	一部とした理由としては、面接試験や小論文試験の採点については明確な基準は定められない、合否判定は複数の要素を総合的に評価して行っている等。
定めていない	2	

○採点や合否判定の際の受験者氏名の匿名化状況について

回答内容	大学数	備考
匿名化している	53	
一部匿名化している	27	一部とした理由としては、合否判定資料に受験者氏名が記載されている、面接試験や書類審査等の際に匿名化されていない調査書等を参照している等。
匿名化していない	1	

○採点や合否判定の際の受験者属性（性別，年齢，出身・居住地域等）のマスキング状況について

回答内容	大学数 (性別)	大学数 (年齢)	大学数 (出身・居住地域等)
マスキングしている	29	40	37
一部マスキングしている	42	38	36
マスキングしていない	10	3	8

○入試成績の開示請求への対応状況について

回答内容	大学数	備考
対応している	42	
一部対応している	34	一部とした理由としては、請求できる期間を限定している、不合格者のみを対象としている等。
対応していない	5	

学内規則・マニュアル等や採点基準・合否判定基準の整備については、ほぼ全ての大学で完了していますが、採点や合否判定の際に受験者氏名を匿名化しているのは53大学、受験者属性をマスキングしているのは概ね半数の大学にとどまっていることが分かりました。

これらは入学者選抜手続きの適切性や合否判定の公正性を証明する上で、重要な道具立てとなるものですので、「6－3 疑惑を招きかねない事案」や「6－4 入学者選抜の公正確保に資すると思われる好事例」を参考にしつつ、各大学において改善・充実が図られることが重要だと考えます。

また、入試成績の開示請求への対応状況については、42 大学は「対応している」との回答でしたが、34 大学は請求できる期間を限定している、不合格者のみを対象としている等の理由で「一部対応している」との回答でした。その他の5 大学は「対応していない」との回答でした。

入試情報の積極的開示については、「大学入学者選抜実施要項」でも言及¹⁵されているところであり、受験者の立場に立った開示請求への対応や対応内容の充実に努めていただきたいと思います。

¹⁵ 平成 31 年度大学入学者選抜実施要項（平成 30 年 6 月 4 日付け 30 文科高第 186 号文部科学省高等教育局長通知）（抄）

第 13 その他注意事項

2 入試情報の取扱い

- (2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法については、可能な限り情報開示に努める。

6 緊急調査の結果②（訪問調査部分）

中間まとめにおいては、10月12日までに30大学に対して訪問調査を実施した状況として、それぞれの事案を紹介しました。その後、東京医科大学を除く50大学に対しても訪問調査を実施し、新たに把握した事案を本最終まとめに追記しました。

先述のとおり、文部科学省においては、緊急調査の途中段階では、不適切な事案の具体的内容や該当する大学名を一方的に指摘・公表するのではなく、大学として自主的に公表するとともに速やかな対応をとるよう指導してまいりました。

そして、受験生の利益を守ることが第一との立場に立てば、平成31年度の入学者選抜に向けた出願に当たって、不適切な事案の有無等を踏まえて判断したいという受験生の期待に応えることが重要であり、本最終まとめにおいては、「不適切な事案」及び「不適切である可能性の高い事案」について、受験生に情報を提供するため、事案の具体的内容や該当する大学名を記載することにしました。

なお、「疑惑を招きかねない事案」及び「入学者選抜の公正確保に資すると思われる好事例」の各事案は抽象化・一般化して記載しているものであり、特定大学での個別事案と一対一に対応している訳では無く、複数の大学において類似の事案が見られる場合があります。

6-1 不適切な事案

訪問調査において、「不適切である可能性の高い事案」として指摘した後に、各大学が自ら不適切な事案であったことを認め、自主的な公表が行われたものを「不適切な事案」と整理しており、以下のようなものがありました。

<考え方①（特定受験者の優遇・成績順番飛ばし）関係>

- ① 学士編入学試験において、卒業後地域医療に従事することを出願資格（誓約書提出）とし、その確実な履行の可能性を重視する観点から、自大学歯学部出身の受験生が優遇されていた事案【岩手医科大学】¹⁶
- ② 一般入試における追加合格者について、正規合格判定において面接等を含む総合的な評価から不合格と判定された者よりも、結果的に判定基準以上で

¹⁶ 岩手医科大学「医学部入学試験における文部科学省の指摘事項について」（平成30年12月8日）より。

(<http://www.iwate-med.ac.jp/wp-content/uploads/181208-press.pdf>)

はあったが評価が低いと思われる追加合格者が発生していた事案【岩手医科大学】¹⁷

- ③ 一般選抜Ⅱ期入学試験において、入学者の確定を急ぐため、募集定員20名の合格者に加え、辞退者を見込み、その見込み数について補欠者のうちから同窓生子女を優先的に合格させていた事案【昭和大学】¹⁸
- ④ 特定の個人が入試担当職員に指示して、特定の入試受験生の試験成績の元の点数データ（素点）を書き換えさせ成績順位を高める等の調整を行っていた事案【東京医科大学】¹⁹
- ⑤ 特定の受験生につき不合格となる方向で議論が進んでいたが、特定の個人が「関係者なので」と発言し、不合格にならなかった事案【東京医科大学】²⁰
- ⑥ 特定の個人が入試担当職員に指示して、一般・補欠合格者選定名簿上、より上位にいた5名の順位を飛ばして、特定の受験生に電話連絡することにより、繰上合格の手続を行った事案【東京医科大学】²¹
- ⑦ 一般入試の追加合格者について、特定の者を優先的に合格させていた事案【日本大学】²²

<考え方②（属性を理由とした一律的な取扱いの差異）関係>

- ⑧ 推薦入試（地域特別枠）における書類審査で、学生募集要項に明記せずに、地域に配慮した配点を行っていた事案【神戸大学】²³

¹⁷ 脚注16に同じ。

¹⁸ 昭和大学「医学部入学試験における文部科学省の指摘事項について」（平成30年10月15日）より。

[（http://www.showa-u.ac.jp/admission_info/2018/20181015_001.html）](http://www.showa-u.ac.jp/admission_info/2018/20181015_001.html)

¹⁹ 学校法人東京医科大学第三者委員会「第一次調査報告書の要旨」（平成30年10月22日）より。

[（https://www.tokyo-med.ac.jp/news/media/docs/20181023SurveyReportOutline.pdf）](https://www.tokyo-med.ac.jp/news/media/docs/20181023SurveyReportOutline.pdf)

²⁰ 脚注19に同じ。

²¹ 脚注19に同じ。

²² 日本大学「医学部入学試験における文部科学省の指摘事項について」（平成30年12月12日）より。

²³ 神戸大学「医学部医学科推薦入試（推薦特別枠）の入学者選抜について（お詫び）」（平成30年11月22日）より。

[（http://www.kobe-u.ac.jp/documents/NEWS/info/student/20181122.pdf）](http://www.kobe-u.ac.jp/documents/NEWS/info/student/20181122.pdf)

- ⑨ 一般A方式，一般B方式，センター・一般独自併用及びセンター利用において，各二次試験の小論文試験・面接試験等の合計評価点については，女性の受験者の合否判定基準が男性の受験者より高く設定されていた事案【順天堂大学】²⁴
- ⑩ 一般A方式一次試験において，学力試験の順位が一定順位以下の受験者については，浪人年数によって男性の受験者に比べて女性の受験者が不利益に取り扱われる合否判定基準が適用されていた事案【順天堂大学】²⁵
- ⑪ 一般A方式一次試験において，学力試験の順位が一定順位以下の受験者については，現役生に比べて浪人や浪人年数が多い受験生が不利益に取り扱われる合否判定基準が適用されていた事案【順天堂大学】²⁶
- ⑫ 現役受験生，一年浪人受験生については，将来性を評価して二次試験（面接・小論文・調査書による総合評価）において，複数ある調査書評価項目の一つとして現役受験生・一年浪人受験生に加点を行っていた事案【昭和大学】²⁷
- ⑬ 一般入試・センター利用入試の2次試験科目である「小論文試験」の点数について，受験生の属性（性別や高校卒業年からの経過年数）に応じて，一部の受験生にだけ点数を加点させて成績順位を高める等の調整を行っていた事案【東京医科大学】²⁸
- ⑭ 一般入試の繰上合格において，補欠合格者への電話連絡に際し，成績順位順の通りではなく，男性や若年者を優先し，属性により取扱いの差異を設けていた事案【北里大学】²⁹

²⁴ 順天堂大学「医学部入学試験に係る第三者委員会緊急第一次報告書を受けて」（平成30年12月10日）より。

<https://www.juntendo.ac.jp/news/20181210-01.html>

²⁵ 脚注24に同じ。

²⁶ 脚注24に同じ。

²⁷ 脚注18に同じ。

²⁸ 脚注19に同じ。

²⁹ 北里大学「北里大学医学部入学試験における文部科学省の指摘事項について」（平成30年12月10日）より。

<https://www.kitasato-u.ac.jp/jp/albums/abm.php?f=abm00019983.pdf&n=20181210.pdf>

- ⑮ 特別推薦入学試験（A O入試）における推薦書の評価において、同窓生子女，北陸三県高校出身者，現役生・一浪生に対して加点をしていた事案【金沢医科大学】³⁰
- ⑯ 編入学試験（第1学年次後期編入）における書類審査において、北陸三県出身者への加点や年齢に応じた点数の加点・減点をしていた事案【金沢医科大学】³¹
- ⑰ 一般入学試験における補欠合格者の決定において、補欠合格者への電話連絡に際して、年齢も加味していた事案【金沢医科大学】³²
- ⑱ 高等学校作成の調査書の取り扱いについて、時間的な経過（卒業年度）を考慮した評定平均値の評価により、高校卒業後年数により一律的に差異を設けていた事案【福岡大学】³³

このような「不適切な事案」は、大学設置基準第2条の2の趣旨に反するものであり大変遺憾ですが、これらの各大学では、自主的な公表を行い、第三者委員会や内部調査委員会を設置するとともに、不利益を被った受験者等への対応を検討しているところであり、引き続き、速やかかつ丁寧な対応を求めています。

6-2 不適切である可能性の高い事案

文部科学省としては、先述の不適切な入学者選抜についての考え方やAJMC規範等に照らして「不適切な事案」として認識し、大学に対して指摘しているものの、文部科学省と大学との間で見解の相違があり、大学が不適切な事案であることを認めていない事案を「不適切である可能性の高い事案」と整理しています。

「不適切である可能性の高い事案」として文部科学省が指摘している内容と、その指摘に対する、大学の見解は以下のとおりです。

³⁰ 金沢医科大学「医学部入学試験における文部科学省の指摘事項について」（平成30年12月8日）より。

(<http://www.kanazawa-med.ac.jp/topics/%E6%96%87%E9%83%A8%E7%A7%91%E5%AD%A6%E7%9C%81%E6%8C%87%E6%91%98%E4%BA%8B%E9%A0%85%E3%81%B8%E3%81%AE%E5%AF%BE%E5%BF%9C.pdf>)

³¹ 脚注30に同じ。

³² 脚注30に同じ。

³³ 福岡大学「医学部医学科の入学試験の改善について」（平成30年12月8日）より。

(<https://www.fukuoka-u.ac.jp/news/18/12/08131117.html>)

<文部科学省の指摘>

一般入試における3か年分の調査書等の点数化結果について調査したところ、毎年、男・女と現役・浪人で最高点、最低点ともに大きな差がついているとともに、平均点でも女性より男性が（1.8倍～2.6倍）、多浪生より現役生が（例えば18歳以下が21歳以上の3.5倍～15倍）、顕著に高い点数となっていることを確認しており、性別や年齢等の属性により一律の取扱の差異を設けていることが疑われます。【聖マリアンナ医科大学】

<聖マリアンナ医科大学の見解>

本学の一般入学試験の第1次試験（学力試験：400点満点）で判定し、成績上位者より合格者を決定しております。第2次試験では、小論文・面接をそれぞれ100点満点として選抜を行っております（適性検査は参考）。入試要項には、「第2次試験では、第1次合格者に対して、適性検査、小論文、面接を行い、その成績と第1次試験の成績に出願書類を総合の上、合格者を決定します。」と明記されております。この出願書類（調査書・志願書等）の評価に関する部分について順位を付す関係から点数化した上で総合評価しておりましたが、その最高点が全体の約1/4程度と高すぎたことから疑念を招いたものと考えております。

文部科学省としては、当該大学に対して、可及的速やかに第三者委員会等を設置して文部科学省が指摘した事項について調査を行うよう指導しています。

6-3 疑惑を招きかねない事案

「不適切な事案」、「不適切である可能性の高い事案」であるとまでは言えないものの、入学者選抜の公正性に「疑惑を招きかねない事案」としては、以下のようなものが見られました。中間まとめにも記載したものには「(再掲)」の注記を、最終まとめで追記したものには下線を付しています。

- ① 出願書類において、保護者や家族の氏名・職業・出身校を記入させた上で、面接試験においても、家庭環境や経済状況について詳細に質問している事案（再掲）
- ② 補欠合格者からの繰上合格が例年多数になるにもかかわらず、教授会や入試委員会等で正式に合否判定がなされるのは、正規合格者についてのみであり、補欠合格者の決定や繰上合格の手続きが学長、学部長、入試委員長又は

入試課長などの一部の教職員に一任されており、その顛末や手続きの公正性を証明する資料や記録が残されていない事案（再掲）

- ③ 合否判定は総合得点の順位のみによって行うとしているにもかかわらず、合否判定資料に受験者の氏名・年齢・性別・出身校・備考（同窓生・教職員）等の情報が記載されている事案（再掲）
- ④ 面接試験において、多浪生については現役生より慎重に検討して評価することなど、年齢による取扱いの差異をマニュアル上容認している事案（再掲）
- ⑤ 入学者選抜業務を行うための組織体制や責任者の選出に係る規程が整備されておらず、一部の教職員が属人的に後任者を指名したり、協力を依頼したりする運用が行われている事案（再掲）
- ⑥ 調査書や出願時の書類等を審査して評価する際の、評価基準が明確化されておらず、又は、評価作業を教員1名で担当しており、評価基準の客観性や評価結果の公平性に疑問が残る事案
- ⑦ 集団面接の際に、年齢や高校卒業後の年数に応じて班分けしている事案
- ⑧ 面接評価票において、「保護者が同窓生」や「保護者が教員」などのコメントがあり、公平性が疑われる事案
- ⑨ 同窓会や大学幹部からの推薦のあった受験者のリストを作成し、入試委員長に渡している事案

これらの事案が判明した各大学に対しては、これらの事案が合否判定に実質的な影響を与えるものでは無かったか、文部科学省が中間まとめで示した考え方やAJMC規範に抵触するものではないかを追加的な調査等により確認しています。併せて、平成31年度入試に向けて、どのように対応される方針かを確認しています。各大学において、入学者選抜の手続やマニュアルを適宜見直し、より公正性を高めるよう改善することが必要であると考えています。

6-4 入学者選抜の公正確保に資すると思われる好事例

本調査を通じては、上記のような不適切である可能性の高い事案や疑惑を招きかねない事案が確認されると同時に、入学者選抜の公正確保に資すると思われる、以下のような好事例も見られました。中間まとめにも記載したものには「(再掲)」の注記を、最終まとめで追記したものには下線を付しています。

- ① 入学者選抜業務全体を通じた、人権配慮ポリシーを策定し、出願書類の様式、面接マニュアル、試験当日の運営等に配慮事項や禁止事項が落とし込まれている事例（再掲）

- ② 合否判定資料の元となるデータや帳票へのアクセス権限のある者をごく少数の職員に限定し、実際にアクセスする際には責任者が監視役として立ち合うことをルール化している事例（再掲）
- ③ 面接試験の際の評価者の体制について、少なくとも一人は女性の教員が入るようにして男女のバランスに配慮したり、基礎教育の教員、臨床指導の教員、精神科医・カウンセラー等を組み合わせて評価観点のバランスに配慮したりしている事例（再掲）
- ④ 成績開示において、受験者本人の学力検査の成績だけではなく、合格最高点・最低点・平均点を併せて開示したり、面接試験や小論文試験等での成績等も含めて開示したりしている事例（再掲）
- ⑤ 面接マニュアルにおいて、女性医師の休業・勤務体系などの性差に関する諸問題についての内容は避けるべきことが明記されている事例
- ⑥ 面接者を対象に、面接の実施方法や評価基準等に関するFD研修を実施して、参加を義務とし又は奨励している事例
- ⑦ 繰上合格の連絡作業について、やりとりメモや台帳が整備されており、事後的な検証が可能となっている事例
- ⑧ 募集要項において、面接試験の実施方法、合否判定基準、同点者が居た場合の取扱い等を明示しており、入試情報の透明性を高めている事例
- ⑨ 面接試験の際に使用する調査書や出願時の書類のうち、氏名や出身高校等に関する部分の記載を事務局でマスキングしている事例
- ⑩ 答案用紙の受験番号・氏名の部分をマスキングするのみならず、受験番号とは別の整理番号を付番したり、束に綴じる際に順番を並べ替えたりして、どの受験者のものなのかを採点者が特定できないようにしている事例

入学者選抜の業務や手法の在り様は各大学によって異なりますが、上記の好事例なども参考にしながら、入学者選抜の公正性を高めていただくことを期待します。

7 おわりに

大学入学者選抜は、各大学がそれぞれの入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、入学者を選抜するものであり、各大学の自主性や裁量を尊重することが極めて重要です。

また、募集要項等において、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法など入学志願者が出願等に必要な事項について可能な限り明らかにすることが必要である反面、入学者選抜におけるいわゆる「手の内」を全て明らかにした場合、受験者が周到な対策を行うことにより、大学が入学者選抜において本来評価したい資質能力を見極めることが困難となる場合があることも事実であり、十分な配慮が必要です。

そのため、通常は、合否判定基準、採点・評価基準、答案・評価票、合否判定資料等の入試資料を入試担当教職員以外の第三者に閲覧等させることは想定されておらず、これまで文部科学省が各大学を訪問して閲覧・調査を行うことはしてきませんでした。各大学におかれては、文部科学省からの求めに応じて、入試資料の閲覧や質問への回答などに、御協力いただいたことに感謝申し上げます。

また、先述のとおり、「入学者選抜における公正性」についての基準は必ずしも明文化されておらず、入学者選抜において、そもそもどのような取扱いが「不適切」であるかの考え方について文部科学省から具体的に示されたのは、中間まとめが初めてであるところ、調査対象の大学からは、その考え方に従い、過去の入学者選抜に遡って「不適切」であることを論じるべきでない、との指摘もありました。

しかしながら、中間まとめにおいて、「不適切」であることの考え方を創設した訳では無く、これまでも社会通念上認められてこなかった取扱いを、具体的に記載することにより明文化させたものであるとすれば、今回の緊急調査において「不適切」であると指摘しているような事案が、今回の緊急調査や中間まとめ以前においては、「適切」であったと説明することは困難であると考えています。

この最終まとめを以て緊急調査は一区切りとなりますが、今後も、緊急調査では明らかにならなかった不適切な事案が追加的に判明することは否定できないと考えています。そのような場合には、改めて訪問調査を行うことや、新たな考え方を示していくこと等により、受験生が安心して受験できる環境を整備するための取組を継続していくことが必要であると認識しています。

8 今後の課題

今回の緊急調査の対象としたのは、東京医科大学における不適切な事案が明らかとなった医学部医学科の入学者選抜のみですが、入学者選抜における公正性を確保する必要があることは全ての学部学科に共通する要請です。このため、文部科学省においては、今回の緊急調査の結果を踏まえ、公正な入学者選抜の在り方について早急に検討を行うことが必要であると考えています。

具体的には、大学関係者や法曹関係者等からなる検討の場を設け、医学部医学科以外の学部等における入学者選抜の状況等も把握しながら、公正な入学者選抜の在り方について議論いただき、大学入学者選抜における共通ルールの改善充実に取り組んでまいります。